

森林土木工事共通仕様書 新旧対照表

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p style="text-align: center;">森林土木工事共通仕様書</p> <p>※ 以下の簡易な改正は本新旧対照表に記載しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漢字表記とひらがな表記の修正（または→又は、他→ほか、等） ・ 根拠法令・図書等の適用年度の追記・修正 ・ 本仕様書内の参照条項の追記・修正 ・ 項・号の新設・削除に伴うそれ以降の項・号番号の繰り上げ・繰り下げ ・ 誤字の修正 <p>※ 今回新旧対照表に記載するのは改正を行う条項のみとし、改正を行わない条項の「（略）」表記は省略する。</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 3 優先事項 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 <u>契約図面</u>、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。 4 設計図書間の不整合 特記仕様書、<u>契約図面</u>、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は<u>契約図面</u>からの読み取りと<u>契約図面</u>に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。 1-1-1-2 用語の定義 6 設計図書 設計図書とは、仕様書、<u>契約図面</u>、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、工事数量総括表を含むものとする。 <u>10 契約図面</u> <u>契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">森林土木工事共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 3 優先事項 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 <u>契約書に添付されている図面</u>、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。 4 設計図書間の不整合 特記仕様書、<u>図面</u>、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は<u>図面</u>からの読み取りと<u>図面</u>に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。 1-1-1-2 用語の定義 6 設計図書 設計図書とは、仕様書、<u>図面</u>、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、工事数量総括表を含むものとする。 <u>（新設）</u></p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>13 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、<u>工事完成図</u>等をいう。また、設計図書に基づき監督員等が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員等が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>21 通知 通知とは、<u>発注者または監督員等と受注者又は現場代理人の間で</u>、工事の施工に関する事項について、書面<u>により互いに</u>知らせることをいう。</p> <p>23 連絡 連絡とは、監督員等と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることを言う。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>37 立会 立会とは、契約図書に示された<u>項目</u>について、監督員等が臨場により、<u>その内容について契約図書との適合</u>を確かめることをいう。</p> <p>1-1-1-6 施工計画書 1 一般事項 (4) <u>主要機械</u> (削除) (7) <u>施工管理計画（段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を含む）</u> (14) <u>過積載防止対策</u> (15) <u>関係者との協議予定</u></p> <p>1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録 1 一般事項 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員等の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>	<p>12 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。また、設計図書に基づき監督員等が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員等が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>20 通知 通知とは、<u>監督員等が受注者に対して</u>、工事の施工に関する事項について、書面<u>をもって</u>知らせることをいう。</p> <p>22 連絡 連絡とは、監督員等と受注者又は現場代理人の間で、<u>監督員等が受注者に対し、又は受注者が監督職員等に対し</u>、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることを言う。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>36 立会 立会とは、契約図書に示された<u>事項</u>について、監督員等が臨場により<u>内容</u>を確かめることをいう。</p> <p>1-1-1-6 施工計画書 1 一般事項 (4) <u>指定機械</u> (5) <u>主要船舶・機械</u> (8) 施工管理計画 (新設) (新設)</p> <p>1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録 1 一般事項 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員等の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>に、<u>登録</u>内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、発注機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>に、<u>完成</u>内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p><u>なお、早期契約制度等の場合は、工事開始日から10日以内とする。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、発注機関に登録申請しなければならない。</p>
<p>1-1-1-19 工事の一時中止</p>	<p>1-1-1-19 工事の一時中止</p>
<p>1 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、<u>あらかじめ</u>受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、本章1-1-1-54臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>1 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対して<u>あらかじめ書面をもって</u>通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、本章1-1-1-54臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
<p>3 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員等を通じて発注者に提出し、<u>承諾を得る</u>ものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員等を通じて発注者に提出し、<u>協議する</u>ものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>
<p>1-1-1-22 支給材料及び貸与物件</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1-1-1-22 支給材料及び貸与物件</p> <p><u>4 要求書の提出</u></p> <p><u>受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員等に提出しなければならない。</u></p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>1-1-1-24 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>6 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は<u>建設混合廃棄物等</u>を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 <u>再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</u></p> <p>受注者は、<u>再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>8 <u>建設発生土の運搬を行う者に対する通知</u></p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出をほかの者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、<u>法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p>10 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。<u>なお、「11. 建設副産物情報交換システム (COBRIS)」</u></p>	<p>1-1-1-24 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画を公衆が<u>見</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>5 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は<u>建設混合廃棄物</u>を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）

に登録した場合は、提出に代わるものとし提出は不要とする。

11 建設副産物情報交換システム（COBRIS）

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。これにより難しい場合には、監督員等と協議しなければならない。

1-1-1-25 監督員等による検査（確認を含む）及び立会等

2 監督員等の立会

監督員等は、必要に応じ、工事現場又は製作工場に立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

表1-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
(略)		
鋼管 矢板 基礎工		
(略)		

1-1-1-28 工事しゅん工検査

2 工事しゅん工検査の要件

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が**全て**完了していること。

4 検査内容

検査職員は、監督員等及び受注者の**臨場**の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

1-1-1-29 既済部分検査

1 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

改正前（令和7年4月1日適用）

8 建設副産物情報交換システム（COBRIS）

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これにより難しい場合には、監督員等と協議しなければならない。

1-1-1-25 監督員等による検査（確認を含む）及び立会等

2 監督員等の立会

監督員等は、必要に応じ、工事現場又は製作工場に**立ち入り**、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

表1-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
(略)		
鋼管 井筒 基礎工		
(略)		

1-1-1-28 工事しゅん工検査

2 工事しゅん工検査の要件

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図**及び工事報告書**等の資料の整備が**すべて**完了していること。

4 検査内容

検査職員は、監督員等及び受注者の**立会**の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

1-1-1-29 既済部分検査

1 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、(出来形確認)又は契約書第39条第1項の**指定部分に係る**工事の完成の通知を行った場合 (出来形確認)は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>3 検査内容 検査職員は、監督員等及び受注者の<u>臨場</u>の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>1-1-1-30 建設工事抜き打ち検査</p> <p>1 一般事項 受注者は、長野県が定める建設工事抜き打ち検査要領（平成15年4月1日 15会検第1号）に基づく抜き打ち検査を受けなければならない。 (削除) (削除)</p> <p>1-1-1-33 施工管理</p> <p>2 施工管理頻度、密度の変更、管理項目の追加 監督員等は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定<u>密度</u>を変更することができる。この場合、受注者は、監督員等の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。 <u>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-1を参考とする。</u> <u>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水</u></p>	<p>3 検査内容 検査職員は、監督員等及び受注者の<u>立会</u>の上、工事目的物を対象として工事の出来高・<u>出来形</u>に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>1-1-1-30 建設工事抜き打ち検査</p> <p>1 一般事項 受注者は、長野県が定める建設工事抜き打ち検査要領（平成15年4月1日 15会検第1号）に基づく抜き打ち検査を受けなければならない。 2 <u>対象工事の決定</u> <u>抜き打ち検査の対象工事は、発注者が定める。</u> 3 <u>検査日の通知</u> <u>抜き打ち検査は、検査日を通知しないで行う。</u></p> <p>1-1-1-33 施工管理</p> <p>2 施工管理頻度、密度の変更、管理項目の追加 監督員等は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定<u>頻度の変更、管理項目の追加</u>をすることができる。この場合、受注者は、監督員等の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）

改正前（令和7年4月1日適用）

管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。



図1-1-1 標示板の例

5 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びにほかの構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督員等へ連絡し、その対応方法等に関して監督員等と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

9 工事情報共有化

受注者は、監督員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

10 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員等に直ちに通知しなければならない。

5 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督員等へ連絡し、その対応方法等に関して監督員等と速やかに協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(新設)

(新設)

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>1-1-1-35 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。なお、週休二日は、<u>「週休2日工事実施要領」に基づき実施しなければならない。</u></p> <p>1-1-1-38 工事中の安全確保</p> <p>20 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員等に報告し、その処置については占有者全体の<u>現地確認</u>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>1-1-1-39 爆発及び火災の防止</p> <p>1 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定に<u>よる</u>。</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員等の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>2 火気の使用</p> <p>受注者は、火気の使用については、以下の規定に<u>よる</u>。</p> <p>1-1-1-42 環境対策及び木材利用</p> <p><u>4 水中への落下防止措置</u></p> <p><u>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</u></p> <p><u>5 排出ガス対策型建設機械</u></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり<u>表1-1-2</u>に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改</p>	<p>1-1-1-35 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。なお、週休二日は、<u>月単位で4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交代しながら、4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u></p> <p>1-1-1-38 工事中の安全確保</p> <p>20 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員等に報告し、その処置については占有者全体の<u>立会</u>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>1-1-1-39 爆発及び火災の防止</p> <p>1 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>(1) 発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員等の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>2 火気の使用</p> <p>受注者は、火気の使用については、以下の規定に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>1-1-1-42 環境対策及び木材利用</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 排出ガス対策型建設機械</u></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり<u>表1-1-1</u>に示す建設機械を使用する場合は、<u>表1-1-1の下欄に示す</u>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「<u>排出ガス対策型建設機械等</u>」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-3に示す建設機械を使用する場合は、<u>2011年以降の排出ガス基準</u>に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは<u>第20条第1項第2号</u>に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月4月1日付け国総施第225号）若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環リ第8号）に基づきしてされたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「<u>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等</u>」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事中用排出ガス対策建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。</p>	<p>進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、<u>排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし</u>、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、<u>排出ガス2011年基準</u>に適合するものとして、<u>表1-1-2の下欄に示す</u>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは<u>第20条第1項第2号のロ</u>に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月4月1日付け国総施第225号）若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環リ第8号）に基づきしてされたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事中用排出ガス対策建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）

表1-1-2

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・ 発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニッ ト（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは 別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭 載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管 圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オー ルケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、 アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシ ング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホ イールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw 以上260kw以下）を搭載 した建設機械に限る。 <u>ただし</u> 、道路運送車両 の保安基準に排出ガス 基準が定められている 自動車で、有効な自動 車車検証の交付を受け ているものは除く。

表1-1-3

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を 搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の 保安基準に排出ガス基準が定められている <u>大型特殊 自動車及び小型特殊自動車以外の</u> 自動車の種別で、 有効な自動車検査証の交付を受けているものは除 く。

7 特定調達品目

(1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用 を積極的に推進するものとする。

(2) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使

改正前（令和7年4月1日適用）

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・ 発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニッ ト（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは 別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭 載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管 圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オー ルケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、 アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシ ング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホ イールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw 以上260kw以下）を搭載 した建設機械に限る。 道路運送車両の保安基 準に排出ガス基準を定 められている自動車の <u>種別</u> で、有効な自動車 車検証の交付を受けて いるものを除く。

表1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を 搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の 保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の 種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているも のは除く。

7 特定調達品目

(1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用 する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員等と協議する。

(新設)

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p><u>用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員等と協議する。</u></p> <p><u>また、その調達実績の集計結果を監督員等に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員等の指示による。</u></p> <p>1-1-1-46 諸法令の遵守</p> <p>3 不適当な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、<u>契約図面</u>、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員等と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-47 官公庁等への手続等</p> <p>7 交渉時の注意</p> <p>受注者は、国、市町村、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において<u>行わなければならない</u>。受注者は、交渉に先立ち、監督員等に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p><u>1-1-1-59 ワンデーレスポンス</u></p> <p><u>1 ワンデーレスポンス</u></p> <p><u>監督員等及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u></p> <p><u>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限内までに回答することをいう。</u></p> <p><u>1-1-1-60 ウィークリースタンス</u></p> <p><u>監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u></p> <p><u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>1-1-1-46 諸法令の遵守</p> <p>3 不適当な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、<u>図面</u>、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員等と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-47 官公庁等への手続等</p> <p>7 交渉時の注意</p> <p>受注者は、国、市町村、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において<u>行うものとする</u>。受注者は、交渉に先立ち、監督員等に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>第2章 一般施工 第3節 共通的工種 1-2-3-6 小型標識工 3 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械により研磨（サンディング処理）しラッカーシンナー又は、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>第4節 基礎工 1-2-4-4 既製杭工 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>(11)受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。</p> <p>1-2-4-5 場所打杭工 10 鉄筋かごの継手</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員等の承諾を得なければならない。</p> <p>12 コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員等の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。</p>	<p>第2章 一般施工 第3節 共通的工種 1-2-3-6 小型標識工 3 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>第4節 基礎工 1-2-4-4 既製杭工 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>(11)受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。</p> <p>1-2-4-5 場所打杭工 10 鉄筋かごの継手</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。</p> <p>12 コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督員等の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）																								
<p>1-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 5 ニューマチックケーソン沈下促進 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うに当たり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に<u>設計図書に関して</u>監督員等の承諾を得るとともに、施工に当たってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。</p> <p>1-2-4-9 鋼管矢板基礎工 11 鋼管矢板の溶接 (9) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員等の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事<u>完成</u>時に監督員等へ提出しなければならない。</p> <p>第3章 土工 第1節 適用 1-3-1-3一般事項 2 排水処理 <u>(3) 受注者は、工事の施工中は、滞水を生じないよう常に良好な排水状態に維持しなければならない。</u></p> <p>第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第4節 現場練りコンクリート 1-4-4-4 材料の計量及び練混ぜ (5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-4-2 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="392 1233 833 1497"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	計量値の許容差(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>1-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 5 ニューマチックケーソン沈下促進 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うに当たり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に監督員等の承諾を得るとともに、施工に当たってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。</p> <p>1-2-4-9 鋼管矢板基礎工 11 鋼管矢板の溶接 (9) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員等の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事<u>しゅん工</u>時に監督員等へ提出しなければならない。</p> <p>第3章 土工 第1節 適用 1-3-1-3一般事項 2 排水処理 (新設)</p> <p>第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第4節 現場練りコンクリート 1-4-4-4 材料の計量及び練混ぜ (5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-4-2 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="1429 1233 1870 1497"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3
材料の種類	計量値の許容差(%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨材	3																								
混和材	2※																								
混和剤	3																								
材料の種類	最大値(%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨材	3																								
混和材	2※																								
混和剤	3																								

改正後（令和7年10月1日適用）

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1（%）とする

(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については表1-4-2に示した許容差内である場合には、**体積**で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

第5節 運搬・打設

1-4-5-9 養生

2 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、**又は**散水、湛水を行い、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、**施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする**。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリート湿潤養生期間は表1-4-3を**目安**とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-4-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。

表1-4-3 コンクリートの**湿潤養生期間の目安**

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

(注) 寒中コンクリートの場合は、本編1-4-9-3寒中コンクリートの規定による。

改正前（令和7年4月1日適用）

※高炉スラグ微粉末の**場合**は、1（%）**以内**

(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については表1-4-2に示した許容差内である場合には、**容積**で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

第5節 運搬・打設

1-4-5-9 養生

2 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、**または**散水、湛水を行い、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて**適切に定めなければならない**。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリート湿潤養生期間は表1-4-3を**標準**とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-4-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。

表1-4-3 コンクリートの**標準養生期間**

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	(新設)	(新設)
15℃以上	5日	7日	3日		
10℃以上	7日	9日	4日		
5℃以上	9日	12日	5日		

(注) 寒中コンクリートの場合は、本編1-4-9-3寒中コンクリートの規定による。

養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

改正後（令和7年10月1日適用）

養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

第8節 暑中コンクリート

3 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。

第9節 寒中コンクリート

1-4-9-2 施工

1 一般事項

受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。

(1) 受注者は、凍結しているか、または又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。

1-4-9-3 養生

5 養生温度

表1-4-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

第11節 水中コンクリート

1-4-11-2 施工

7 水中コンクリートの打設方法

受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプ又は底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとす

改正前（令和7年4月1日適用）

第8節 暑中コンクリート

3 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

第9節 寒中コンクリート

1-4-9-2 施工

1 一般事項

受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。

(1) 受注者は、凍結しているか、または又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。

1-4-9-3 養生

5 養生温度

表1-4-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

第11節 水中コンクリート

1-4-11-2 施工

7 水中コンクリートの打設方法

受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>る。これにより難しい場合は、代替工法について監督員等と協議しなければならない。</p> <p>9 トレミー打設</p> <p>(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<u>に移動</u>できる大きさとし、打設中は、<u>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、</u>水平移動してはならない。</p> <p>第12節 水中不分離性コンクリート</p> <p>1-4-12-3 コンクリートの製造</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は<u>第1編1-4-4-4材料の計量及び練混ぜ、表1-4-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積</u>計量してもよいものとする。</p> <p>第3編 溪間・山腹工等</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-3-5-4 コンクリート治山ダム本體工</p> <p><u>3 均しコンクリート</u></p> <p><u>受注者は、均しコンクリートの打設終了後、次のコンクリートを打ち込む前に、コンクリート上面を圧力水等により清掃しなければならない。</u></p> <p>第9節 治山ダム附属物設置工</p> <p>3-3-9-3 境界工</p> <p>3 杭（鉋）の設置</p> <p>受注者は、杭（鉋）の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「山」が <u>外側（民地側）</u> になるようにしなければならない。</p>	<p>い場合は、代替工法について監督員等と協議しなければならない。</p> <p>9 トレミー打設</p> <p>(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<u>落下</u>できる大きさとし、打設中は<u>常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを</u>水平移動してはならない。</p> <p>第12節 水中不分離性コンクリート</p> <p>1-4-12-3 コンクリートの製造</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は<u>容積</u>計量してもよいものとする。</p> <p>第3編 溪間・山腹工等</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-3-5-4 コンクリート治山ダム本體工</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9節 治山ダム附属物設置工</p> <p>3-3-9-3 境界工</p> <p>3 杭（鉋）の設置</p> <p>受注者は、杭（鉋）の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「山」が <u>内側（官地側）</u> になるようにしなければならない。</p>